平成十七年七月八日

秋田県知事　寺田典城

秋田県条例第六十九号

秋田県太平療育園条例

（設置）

第一条　上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立及び自活に必要な知識及び技能を習得させるため、秋田県太平療育園を秋田市新屋下川原町二番一号に設置する。

（使用料等の徴収）

第二条　秋田県太平療育園において、診療等又は児童短期入所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第四項の児童短期入所をいう。以下同じ。）若しくは知的障害者短期入所（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第四項の知的障害者短期入所をいう。以下同じ。）の提供を受ける者から使用料を、診断書又は証明書の交付を受ける者から手数料を徴収する。

2　使用料及び手数料の額は、別表のとおりとする。

3　使用料は、診療等にあってはその都度、児童短期入所及び知的障害者短期入所にあってはその提供を受けた日の属する月の翌々月の末日までに、手数料は診断書又は証明書を交付するときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

（使用料等の減免）

第三条　知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料及び手数料を減免することができる。

（使用料等の不還付）

第四条　既に徴収した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事は、特に必要があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（委任規定）

第五条　この条例に定めるもののほか、秋田県太平療育園の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（秋田県太平療育園使用料等徴収条例の廃止）

2　秋田県太平療育園使用料等徴収条例（昭和三十四年秋田県条例第九号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例の施行の日前の期間に係る前項の規定による廃止前の秋田県太平療育園使用料等徴収条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

一　使用料

区分	使用料の額
診療	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）に基づき算定した額
入院時の食事の提供	入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第二百三十七号）に基づき算定した額
死体の処置	一体につき　一、〇〇〇円
児童短期入所	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額
知的障害者短期入所	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号に掲げる額

二　手数料

区分	使用料の額
診断書の交付 証明書の交付	一通につき、一、〇〇〇円。ただし、同一内容の診断書又は証明書を二通以上交付するときは、二通目からは、一通につき二〇〇円とする。

秋田県小児療育センター条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第七十号

秋田県小児療育センター条例

（設置）

第一条　心身に障害のある乳児及び幼児に対して早期に診断、治療及び訓練を行い、これらの者の障害の除去及び軽減を図るため、秋田県小児療育センター（以下「センター」という。）を秋田市八橋南一丁目一番三号に設置する。

（使用の許可）

第二条　センターの宿泊室（以下「宿泊室」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（使用の許可の取消し等）

第三条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一　不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二　使用の目的を変更したとき。

三　知事の指示に従わなかったとき。

四　前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

（使用料等の徴収）

第四条　センターにおいて、診療等を受ける者又は宿泊室を使用する者から使用料を、診断書又は証明書の交付を受ける者から手数料を徴収する。

2　使用料及び手数料の額は、別表のとおりとする。

3　使用料は診療等又は宿泊室の使用の都度、手数料は診断書又は証明書を交付するときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

（使用料等の減免）

第五条　知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料及び手数料を減免することができる。

（使用料等の不還付）

第六条　既に徴収した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により宿泊室を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者による管理）

第七条　センターの管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第八条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二　施設及び設備の維持管理に関する業務

三　診断、治療及び訓練に関する業務

四　前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2　前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準）

第九条　指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってセンターの管理を行わなければならない。

（規則への委任）

第十条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（秋田県小児療育センター使用料等徴収条例の廃止）

2　秋田県小児療育センター使用料等徴収条例（昭和五十八年秋田県条例第四号）は、廃止する。

別表（第四条関係）

一　使用料

区分	使用料の額

診療	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）に基づき算定した額
入院時の食事の提供	入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第二百三十七号）に基づき算定した額
死体の処置	一体につき　一、〇〇〇円
予防接種	予防接種の種類に応じて、当該予防接種を行うために要する費用を勘案して知事が定める額
宿泊室の使用	一室一泊につき　二〇〇円

二　手数料

区分	使用料の額
診断書の交付 証明書の交付	一通につき、一、〇〇〇円。ただし、同一内容の診断書又は証明書を二通以上交付するときは、二通目からは、一通につき二〇〇円とする。

秋田県身体障害者更生訓練センター条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第七十一号

秋田県身体障害者更生訓練センター条例

（設置）

第一条　身体障害者を入所させて、更生に必要な治療、指導及び訓練を行うため、秋田県身体障害者更生訓練センター（以下「センター」という。）を秋田市新屋下川原町二番三号に設置する。

（使用料の徴収）

第二条　センターにおいて、身体障害者短期入所（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第四項の身

体障害者短期入所をいう。以下同じ。）又は身体障害者更生施設支援（法第五条第三項の身体障害者更生施設支援をいう。以下同じ。）の提供を受ける者から使用料を徴収する。

2　使用料の額は、次のとおりとする。

一　身体障害者短期入所　法第十七条の四第二項第一号に掲げる額

二　身体障害者更生施設支援　法第十七条の十第二項第一号に掲げる額

3　使用料は、身体障害者短期入所にあってはその提供を受けた日の属する月の翌々月の末日までに、身体障害者更生施設支援にあってはその提供を受けた月の翌月の末日までに徴収する。

（使用料の不還付）

第三条　既に徴収した使用料は、還付しない。

（指定管理者による管理）

第四条　センターの管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第五条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　施設及び設備の維持管理に関する業務

二　身体障害者短期入所及び身体障害者更生施設支援の提供に関する業務

三　前二号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

（管理の基準）

第六条　指定管理者は、身体障害者短期入所及び身体障害者更生施設支援の提供に関する基準その他の知事が定める管理の基準に従ってセンターの管理を行わなければならない。

（委任規定）

第七条　この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（秋田県身体障害者更生訓練センター使用料徴収条例の廃止）

2　秋田県身体障害者更生訓練センター使用料徴収条例（平成十五年秋田県条例第十四号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例の施行の日前の期間に係る前項の規定による廃止前の秋田県身体障害者更生訓練センター使用料徴収条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

秋田県児童会館条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第七十二号

秋田県児童会館条例

（設置）

第一条　児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、及び情操を豊かにするため、秋田県児童会館（以下「会館」という。）を秋田市山王中島町一番二号に設置する。

（使用の許可）

第二条　会館の施設及び設備のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一　ホール

二　冷暖房設備

三　ピアノ及び電子オルガン

四　拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備

五　持込み器具に係る電力設備

（使用の許可の取消し等）

第三条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一　不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二　使用の目的を変更したとき。

三　知事の指示に従わなかったとき。